



# 新潟県公報

平成30年  
3月23日(金)  
第2971号

## 目 次

### 規 則

○難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給等に関する規則の一部改正…………… 195

### 告 示

○土砂災害警戒区域の指定に関する告示の一部改正…………… 196

○土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示の一部改正…………… 196

○土砂災害警戒区域の指定…………… 197

○軽油引取税免税証の無効…………… 197

○生活保護法による指定介護機関の指定…………… 197

○生活保護法による指定介護機関の名称等の変更…………… 199

○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止…………… 200

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定…………… 200

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指  
定…………… 201

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指  
定辞退…………… 201

○道路の区域の変更…………… 201

○道路の供用開始…………… 202

○車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定…………… 203

○都市計画事業計画の変更認可…………… 203

### 公 告

○認定特定非営利活動法人の認定…………… 203

○土地改良区役員の退就任…………… 204

○公共測量の実施…………… 204

○公共測量の終了…………… 204

○都市計画変更図書の写しの縦覧…………… 205

○新潟県収入証紙売りさばき場所の変更…………… 205

### 宇都宮市街地開発組合

○第228回宇都宮市街地開発組合議会定例会の閉会…………… 205

○平成29年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算（第3号）…………… 205

## 規 則

### 新潟県規則第四号

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給等に関する規則の一部を改正する規則を  
次のように定める。

平成三十年三月二十三日

新潟県知事 福田 富一

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給等に関する規則の一部を改正する規  
則

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給等に関する規則（平成二十六年新潟県規

則(第五十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

<input type="checkbox"/>	重症患者認定
--------------------------	--------

を

(斜線表示)
--------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(健康増進課)

告 示

栃木県告示第百二十七号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十年栃木県告示第九十八号)により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十三日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
略			略		
鹿沼市加園 2120	略	略	鹿沼市加園 2120	略	略
鹿沼市下沢 2122	略	略	鹿沼市下沢 2122	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
略			略		

栃木県告示第百二十八号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十年栃木県告示第百号)により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十三日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			

略				略			
鹿沼市加園 2 1 2 0	略	略	略	鹿沼市加園 2 1 2 0	略	略	略
略				鹿沼市下沢 2 1 2 2	別紙図面の とおり。 (図面省 略)	土石流	別紙図面 のとお り。(図 面省略)
略				略			

栃木県告示第百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県鹿沼木事務所及び鹿沼市役所において縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

栃木県知事 榎 田 富 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鹿沼市下沢 2 1 2 2	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流

(砂防水資源課)

栃木県告示第130号

次の軽油引取税免税証は、平成30年1月30日から無効とした。

平成30年3月23日

栃木県知事 榎 田 富 一

免税証の種類	免 税 途	免税証の記号及び番号	枚 数	有効期間	免税証に記載された販売業者の住所氏名	免 税 証 を 交 付 し た 県 税 事 務 所 名	無効の事由
100円券	農 業	A0640116970	1 枚	H30.1.1 ～ H30.3.31	下野市  (有)大門商店	栃 木 県 栃木県税事務所	紛 失
50円券		A0540062304	1 枚				
20円券		A0440120888 ～ A0440120889	2 枚				

(税務課)

栃木県告示第131号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月23日

栃木県知事 福田 富一

## 1 居宅介護事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居 宅 介 護 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成30年 2月1日	株式会社HSC	足利市田中町459番地1	介護付き有料老人ホームひまわり	足利市大久保町754番地1	特定施設入所者生活介護
平成30年 2月1日	株式会社サンシン	足利市助戸1丁目642-1	わかば薬局	足利市助戸1丁目642-1	居宅療養管理指導
平成29年 12月7日	有限会社ふれあい薬局	栃木市西方町金崎304番地6	なかよし薬局	栃木市西方町金崎273番地3	居宅療養管理指導
平成29年 12月15日	有限会社ふれあい薬局	栃木市西方町金崎304番地6	有限会社ふれあい薬局	栃木市西方町金崎304番地6	居宅療養管理指導
平成30年 2月1日	有限会社ワイアンドワイ	栃木市樋ノ口町396番17号	ワイアンドワイ薬局栃木南店	栃木市樋ノ口町396番17号	居宅療養管理指導
平成29年 11月1日	有限会社カイト	那須塩原市弥生町4番27号	有限会社カイトりんどう薬局	那須塩原市野間453番地20	居宅療養管理指導
平成30年 2月27日	株式会社水仙	那須塩原市若草町118番地648	訪問介護事業所水仙	那須塩原市若草町118番地648	訪問介護
平成29年 12月27日	有限会社ワイアンドワイ	栃木市樋ノ口町396番17号	有限会社ワイアンドワイ薬局	下都賀郡壬生町福和田1003-7	居宅療養管理指導
平成30年 3月1日	株式会社フレンド	小山市羽川524番地2	ふれんど小規模多機能施設壬生	下都賀郡壬生町壬生甲591-2	小規模多機能型居宅介護

## 2 居宅介護支援事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成29年 7月1日	社会福祉法人創和会	栃木市大宮町2023番地3	居宅介護支援事業所かぬま四季の里	鹿沼市西沢町209番地

## 3 介護予防事業者

指 定 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介 護 予 防 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成30年 2月1日	株式会社HSC	足利市田中町459番地1	介護付き有料老人ホームひまわり	足利市大久保町754番地1	介護予防特定施設入所者生活介護
平成30年 2月1日	株式会社サンシン	足利市助戸1丁目642-1	わかば薬局	足利市助戸1丁目642-1	介護予防居宅療養管理指導
平成29年 12月7日	有限会社ふれあい薬局	栃木市西方町金崎304番地6	なかよし薬局	栃木市西方町金崎273番地3	介護予防居宅療養管理指導
平成29年 12月15日	有限会社ふれあい薬局	栃木市西方町金崎304番地6	有限会社ふれあい薬局	栃木市西方町金崎304番地6	介護予防居宅療養管理指導

平成30年 2月1日	有限会社ワイアンドワイ	栃木市樋ノ口町 396番17号	ワイアンドワイ薬 局栃木南店	栃木市樋ノ口町 396番17号	介護予防居宅 療養管理指導
平成29年 11月1日	有限会社カイト	那須塩原市弥生町 4番27号	有限会社カイトり んどう薬局	那須塩原市野間 453番地20	介護予防居宅 療養管理指導
平成30年 2月27日	株式会社水仙	那須塩原市若草町 118番地648	訪問介護事業所水 仙	那須塩原市若草町 118番地648	介護予防訪問 介護
平成29年 12月27日	有限会社ワイアンドワイ	栃木市樋ノ口町 396番17号	有限会社ワイアンド ワイ薬局	下都賀郡壬生町福 和田1003-7	介護予防居宅 療養管理指導
平成30年 3月1日	株式会社フレンド	小山市羽川524番 地2	ふれんど小規模多 機能施設壬生	下都賀郡壬生町壬 生甲591-2	介護予防小規 模多機能型居 宅介護

### 栃木県告示第132号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年3月23日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 居宅介護事業者

変更年月日	居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
平成29年 5月1日	株式会社ビッグワン	那須塩原市佐野2番地19	訪問看護ステーションつぼみ	那須塩原市佐野2番地19（那須塩原市南郷屋五丁目163番地81）	訪問看護
平成29年 12月1日	株式会社ファークス	東京都千代田区神田練堀町68番地1ムラタヤビル2階	ファークス薬局すまいる（すまいる薬局）	那須塩原市方京一丁目6番1号	居宅療養管理指導

（注）表中の（ ）内は変更前のもの

#### 2 介護予防事業者

変更年月日	介護予防事業者		介護予防事業所		介護予防の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
平成29年 5月1日	株式会社ビッグワン	那須塩原市佐野2番地19	訪問看護ステーションつぼみ	那須塩原市佐野2番地19（那須塩原市南郷屋五丁目163番地81）	介護予防訪問看護
平成29年 12月1日	株式会社ファークス	東京都千代田区神田練堀町68番地1ムラタヤビル2階	ファークス薬局すまいる（すまいる薬局）	那須塩原市方京一丁目6番1号	介護予防居宅療養管理指導

(注) 表中の ( ) 内は変更前のもの

栃木県告示第133号

次の指定介護機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年3月23日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

廃止年月日	居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
平成29年11月30日	株式会社プチファーマシスト	大阪府大阪市北区芝田二丁目8-10 光栄ビル1階	うずま調剤薬局	栃木市湊町12番地6	居宅療養管理指導
平成29年4月1日	有限会社結	佐野市大橋町1098番地15	介護サービスすずらん	佐野市小中町1249番地2	訪問介護
平成29年10月31日	TCS株式会社	佐野市田島町149番地2	ヘルパーステーション京の華	佐野市田島町149番地2	訪問介護

2 介護予防事業者

廃止年月日	介護予防事業者		介護予防事業所		介護予防の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
平成29年11月30日	株式会社プチファーマシスト	大阪府大阪市北区芝田二丁目8-10 光栄ビル1階	うずま調剤薬局	栃木市湊町12番地6	介護予防居宅療養管理指導
平成29年4月1日	有限会社結	佐野市大橋町1098番地15	介護サービスすずらん	佐野市小中町1249番地2	介護予防訪問介護
平成29年10月31日	TCS株式会社	佐野市田島町149番地2	ヘルパーステーション京の華	佐野市田島町149番地2	介護予防訪問介護

(保健福祉課)

栃木県告示第134号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月23日

栃木県知事 福田 富一

1 病院又は診療所

名称	所在地	開設者名	指定年月日
医療法人晃丘会田中医院	宇都宮市竹下町435-6	医療法人晃丘会田中医院	平成30年2月13日

菊池歯科医院	宇都宮市御幸ヶ原町137-34	菊池 秀行	平成30年2月19日
--------	-----------------	-------	------------

## 2 薬局

名称	所在地	開設者名	指定年月日
とちの木薬局文化橋店	鹿沼市文化橋町2304-1	株式会社薬仙	平成30年2月19日

## 3 指定訪問看護事業者等

名称	所在地	開設者名	指定年月日
訪問看護ステーション デューン那須塩原	那須塩原市方京一丁目10番 6ファミリーユ1階C号室	株式会社N・フィールド	平成30年2月1日

(健康増進課)

## 栃木県告示第135号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月23日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	開設者名	指定年月日	自立支援医療の種類
田崎医院	那須町寺子丙1-56	田崎医院 院長 田崎 洋太郎	平成30年 2月9日	精神通院医療
中谷医院	足利市通2-2646-1	医療法人櫻会 理事長 中谷 研一	平成30年 3月1日	精神通院医療
とちの木薬局文化橋店	鹿沼市文化橋町2304-1	株式会社薬仙 代表取締役 濱崎 英幸	平成30年 3月1日	精神通院医療

## 栃木県告示第136号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の指定自立支援医療機関がその指定を辞退したので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年3月23日

栃木県知事 福田 富一

## 薬局

名称	所在地	開設者名	指定辞退年月日	自立支援医療の種類
メープル薬局	小山市雨ヶ谷752-4	株式会社市山	平成30年 4月1日	育成医療及び 更生医療

(障害福祉課)

## 栃木県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30年3月23日から同年4月23日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道  
路線名 主要地方道 藤原宇都宮線  
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
67	前	塩谷郡塩谷町大字玉生字祭田1245-1 から 塩谷郡塩谷町大字玉生字祭田1245-1 まで	12.1 ~ 21.4	6.8	
	後	塩谷郡塩谷町大字玉生字祭田1245-1 から 塩谷郡塩谷町大字玉生字祭田1245-1 まで	12.1 ~ 21.4	6.8	

II

道路の種類 県道  
路線名 一般県道 牧野大沢線  
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
274	前	那須烏山市大木須字新屋敷372から 那須烏山市大木須字新屋敷2378まで	8.4 ~ 12.6	58.1	
	後	那須烏山市大木須字新屋敷372から 那須烏山市大木須字新屋敷2378まで	9.3 ~ 14.4	58.1	
274	前	那須烏山市大木須字新屋敷2379から 那須烏山市大木須字新屋敷2379まで	15.8 ~ 22.7	11.9	
	後	那須烏山市大木須字新屋敷2379から 那須烏山市大木須字新屋敷2379まで	15.8 ~ 24.7	11.9	

栃木県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30年3月23日から同年4月23日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
67	主要地方道 藤原宇都宮線	塩谷郡塩谷町大字東房字ヒロ田760から 塩谷郡塩谷町大字玉生字内川原2182まで	平成30年3月23日
67	主要地方道 藤原宇都宮線	塩谷郡塩谷町大字玉生字内川原2178から 塩谷郡塩谷町大字玉生字内川原977-1まで	平成30年3月23日
70	主要地方道 宇都宮今市線	宇都宮市一の沢2丁目363-7から 宇都宮市一の沢2丁目362まで	平成30年3月23日

70	主要地方道 宇都宮今市線	日光市平ヶ崎字年ノ峯684-1から 日光市平ヶ崎字年ノ峯683-1まで	平成30年3月23日
274	一般県道 牧野大沢線	那須烏山市大木須字新屋敷372から 那須烏山市大木須字新屋敷2379まで	平成30年3月23日

**栃木県告示第139号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条の規定により公示する。

平成30年3月23日

栃木県知事 福田 富一

## 1 道路の種類、路線名及び指定する道路の区間

道路の種類	路線名	指定する道路の区間
一般国道	294号	大田原市佐良土字轟4226-6から 大田原市佐良土字上ノ原2987-3まで

## 2 指定する期日

平成30年4月1日

(道路保全課)

**栃木県告示第140号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成23年3月22日栃木県告示第145号足利佐野都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年3月23日

栃木県知事 福田 富一

## 1 施行者の名称

足利市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

足利佐野都市計画道路事業3・5・109号鹿島橋山下線

## 3 事業施行期間

平成11年11月5日～平成34年3月31日

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

なし

(都市計画課)

**公 告**

## ○認定特定非営利活動法人の認定

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定により次のとおり認定特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第49条第2項の規定により公示する。

平成30年3月23日

栃木県知事 福田 富一

名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事務所の所在地	認定の有効期間
特定非営利活動法人蔵の街たんぼぼの会	石河 不砂	栃木県栃木市平井町873番地3	-	平成30年3月13日から平成35年3月12日まで

(県民文化課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30年3月23日

栃木県知事 福田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
藤 岡 土地改良区	理 事	山口 進		栃木市藤岡町石川461	29.10.11	
	理 事		猪瀬 孝	〃 〃 416		30.3.3
	監 事	松本 弘周		〃 藤岡町部屋743-2	30.2.13	
	監 事		仲井 健二	〃 〃 〃		30.3.3

(農地整備課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、下野市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月23日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 作業種類  
公共測量（MMS計測・地図編集）
- 2 作業地域  
下野市内市道
- 3 作業期間  
平成30年3月9日から同月23日まで

○公共測量の終了

平成29年1月26日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月23日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
野木町
- 3 作業期間

平成29年12月6日から平成30年2月28日まで

(監理課)

○都市計画変更図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30年3月9日に変更した、宇都宮都市計画地区計画（河内町奈坪ニュータウン地区地区計画ほか3地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年3月23日

栃木県知事 福田 富一  
(都市計画課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成30年3月23日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は名称
平成30年 3月12日	(廃止)	鹿沼市今宮町1664-1 栃木県庁上都賀庁舎売店	栃木県職員生活協同組合
	(廃止)	真岡市荒町5197 栃木県庁芳賀庁舎売店	

(会計局会計管理課)

宇都宮市街地開発組合

宇都宮市街地開発組合告示第2号

平成30年3月13日招集した第228回宇都宮市街地開発組合議会定例会は、3月13日閉会した。

議決事項は、次のとおりである。

平成30年3月23日

宇都宮市街地開発組合  
組合長 福田 富一

第1号議案 平成29年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算（第3号）

宇都宮市街地開発組合告示第3号

平成29年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算（第3号）については、平成30年3月13日成立の結果、次のとおりである。

平成30年3月23日

宇都宮市街地開発組合  
組合長 福田 富一

平成29年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算（第3号）

平成29年度宇都宮市街地開発組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,009千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ619,918千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		339,626	△ 410	339,216
	1 財産運用収入	11,526	△ 83	11,443
	2 財産売却収入	328,100	△ 327	327,773
3 繰入金		284,165	△ 3,793	280,372
	1 基金繰入金	284,165	△ 3,793	280,372
4 繰越金		100	149	249
	1 繰越金	100	149	249
5 諸収入		26	45	71
	2 雑収入	25	45	70
歳入合計		623,927	△ 4,009	619,918

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		2,542	△ 342	2,200
	1 議会費	2,542	△ 342	2,200
2 総務費		387,856	△ 2,586	385,270
	1 総務管理費	387,661	△ 2,532	385,129
	2 監査委員費	195	△ 54	141
3 処分管理費		233,429	△ 981	232,448
	1 処分管理費	233,429	△ 981	232,448
4 予備費		100	△ 100	
	1 予備費	100	△ 100	
歳出合計		623,927	△ 4,009	619,918